

## ■群馬県留学生交流推進協議会要項

(名 称)

第1 本会は、群馬県留学生交流推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2 協議会は、群馬県における留学生の円滑な受入れの促進及び留学生と地域住民との交流活動を推進することを目的とする。

(定 義)

第3 この要項において留学生とは、教育・研究指導を受ける目的で入国し、群馬県内の高等教育機関に在学する外国人をいう。

(協議事項)

第4 協議会は、第2に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 留学生と地域社会との交流の促進に関すること。
- (2) 留学生の学習条件の整備に関すること。
- (3) 留学生の生活条件の整備に関すること。
- (4) その他協議会の目的達成に必要な事項に関すること。

(組 織)

第5 協議会は、群馬県における留学生の受入れに係る関係機関等の長又は代表者を会員として組織する。

(役 員)

第6 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 2人

2 会長は、群馬大学長をもって充て、副会長は、総会の議を経て会長が委嘱する。

(役員職務)

第7 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が定める順位に従って会長の職務を代行する。

(顧 問)

第8 協議会に、目的達成に必要な助言及び協力を求めるため、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

(総 会)

第9 協議会は、年1回定例総会を開催するほか、必要に応じて臨時に開くことができる。

2 会長は、総会を召集し、その議長となる。

(運営委員会)

第10 協議会の円滑な運営を図るため、群馬県留学生交流推進協議会運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(事 務)

第11 協議会の事務は、群馬大学研究推進部国際交流課において処理する。

(雑 則)

第12 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成2年12月12日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。